土黒小学校いじめ防止基本方針

発行：平成２６年　４月
改定：平成３１年　４月

学校教育目標

心豊かでたくましく　かがやく子どもの育成　「夢を育む土黒小学校」

基本方針で目指す子ども像について

◎いじめを許さない子ども
◎自他の生命を尊ぶ子ども
◎他人の心の痛みがわかる子ども

いじめ防止対策委員会等、組織について

生活指導全体会

毎月１回、全職員で問題傾向を有する児童について、現状や指導についても情報交換及び共通行動についての話合いを行う。

いじめ防止対策委員会

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、外部委員を含めて年３回開催する。必要に応じて、管理職、生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭、当該学級担任に加え、ＳＣ、ＳＳＷを招いた「いじめ防止対策拡大委員会」を開催する。

ＰＴＡ及び関係機関等との連携について

緊急な生徒指導上の問題が発生した場合、該当児童の担任は、その場の適切な処置をとるとともに、教頭に報告する。その後、教職員で協議し、状況によっては、ＰＴＡと関係機関を加えた**「緊急生活指導委員会」**を開催し、連携強化をはかった対応を行う。

緊急生活指導委員会メンバーは下記のとおりとする。
校長、教頭、生徒指導主任、ＰＴＡ本部役員、雲仙警察署北交番、
土黒っ子を育てる会（主任児童委員、校区内自治会長、保護司等）、
社会体育関係団体保護者代表

いじめ防止について

【教職員の取組】

〇児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
〇児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気作りに学校全体で取り組む。

〇教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を抱かせ、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。
〇人権教育の充実と、命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導する。そして見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」として、いじめに荷担していることを知らしめる。
〇道徳性を養う道徳教育の充実を図る。
〇集団活動等における班分けについても、意を配する。
〇発達障害を含む障害のある児童が関わるいじめについては、個々の児童の特性への理解を深め、情報の共有を行いつつ指導及び支援を行う。
〇外国につながる児童については、教職員、児童、保護者等の外国人児童に対する理解を促進し、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。

【児童の取組】

〇集団登下校など異学年交流を通して他者理解を深める。
〇学校行事や児童会活動、並びに総合的な学習の時間や生活科等の体験学習を通して、道徳性を身に付ける。
〇児童会活動として、いじめ根絶運動に取り組む。

【保護者の取組】

〇日頃より児童と会話するように努める。
〇日頃より学級担任との連絡を取り合い、相談体制を構築する。

いじめの早期発見について

【教職員の取組】

〇「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていく。
〇表情や行動等がおかしいと感じる児童がいる場合には、その都度、担任や生活指導主任を中心に全職員で指導するとともに、定期的（毎月１回）に行う生活指導全体会等の場において、気付いたことを共有し、より複数の目で、該当児童を見守り、指導していく。
〇さらに様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い、児童に安心感をもたせるとともに、問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、個人面談等で、該当児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。
〇「学校生活に関するアンケート」や個人面談を定期的・必要に応じて行い、児童の悩みや人間関係を把握する。
〇上記面談やアンケートにより、早期に解決しなければならない問題等については、すぐに対応していくとともに実践的な態度を養う道徳教育を推進する。
〇「各アンケート」の内容により、必要に応じて保護者面談を行う。
〇学校以外の相談機関（雲仙市「親子ホットライン」など）について周知を行う。

【児童の取組】

〇学級活動で、いじめについて話し合い、自発的な活動を展開する。
〇アンケートにより自分の行動等をふりかえる。

【保護者の取組】

〇いじめの早期発見のために、学校側からの要請に応じる。

いじめに対する措置について

【教職員の取組】

〇いじめの早期解決のために、当該児童及びいじめを知らせてきた児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく家庭や教育委員会への連絡・相談や事案に応じて各種団体や専門家と協力して、解決にあたる。（なお、各種団体等との協議では、個人情報やプライベートの問題を踏まえ慎重に対応する。）
〇いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで問題を抱え込むことなく、全職員で対応を協議し、的確な役割分担をして、いじめ問題の解決にあたる。
〇情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先として考え、いじめている側の児童に対しては、毅然とした態度で指導にあたる。
〇いじめられている児童の心の傷を癒すために、養護教諭と連携を取りながら、指導を行っていく。
〇いじめた児童については、いじめをやめさせ、再発を防止するよう指導する。

【児童の取組】

〇傍観者の立場にいても、いじめているのと同様であるということを理解する。

【保護者の取組】

〇いじめ問題が起きたときには、学校との連携を密にし、家庭での様子や友達関係についての情報を学校側へ伝える。
〇学校になかなか話すことができないような状況であれば、「２４時間子どもＳＯＳダイヤル（親子ホットライン）」（長崎県教育委員会）、雲仙市「親子ホットライン」等のいじめ問題などの相談窓口を利用する。

いじめ防止基本方針の周知について

いじめ防止のための取組等を定めた「いじめ防止基本方針」を学校要覧に掲載するとともに、学校のホームページへの掲載等により公開したり、入学時等に説明したりすることにより保護者や地域住民が内容を知ることができるようにする。

学校教育目標

心豊かでたくましく　かがやく子どもの育成
「夢を育む土黒小学校」

日本国憲法
教育基本法
いじめ防止対策推進法
他

基本方針で目指す子ども像

◎いじめを許さない子ども
◎自他の生命を尊ぶ子ども
◎他人の心の痛みがわかる子ども

保護者・地域による、いじめのない社会づくり

いじめ防止対策委員会等

「生活指導全体会」…毎月１回、全職員による情報交換会。

「いじめ防止対策委員会」…外部委員を含めて年３回開催する。必要に応じて、ＳＣ、ＳＳＷを招いた、「いじめ防止対策拡大委員会」を開催。

ＰＴＡ及び関係機関との連携した**「緊急生徒指導委員会」**

校長、教頭、生徒指導主任、ＰＴＡ本部役員、雲仙警察署北交番、土黒っ子を育てる会（主任児童委員、校区内自治会長、保護司等）、社会体育関係団体保護者代表

いじめ防止等に向けた取組

	教　職　員	児　童	保護者
防止	○分かりやすい授業づくりにより、自己有用感と自尊感情を育む。 ○道徳の時間には、命の大切さやいじめ防止にかかる指導を行う。	○集団登下校などの異学年交流を通して他者理解を深める。 ○体験学習を通して、道徳性を身に付ける。	○日頃より子どもと会話するよう努める。 ○日頃より学級担任との連絡を取り合い、相談体制を構築する。
早期解決	○全職員で、該当児童を見守り、相談に応じたり指導したりする。 ○個人面談等で、該当児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。 ○「学校生活に関するアンケート」を行い、児童の悩みや人間関係を把握する。 ○学校以外の相談機関（雲仙市「親子ホットライン」）などについて周知を行う。	○学級活動や委員会活動等を通して自発的に活動する。 ○アンケート結果による自己反省をする。	○いじめの早期発見のために、学校側からの要請に応じる。
措置	○各種団体や専門家への協力を依頼する。（個人情報やプライベートの問題を踏まえ、慎重に対応する。） ○全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をして、いじめ問題の解決にあたる。 ○情報収集を綿密に行い、事実関係を確認した上で、いじめられている児童及びいじめを知らせてきた児童の身の安全を最優先として考え、いじめている側の児童に対しては、毅然とした態度で指導にあたる。 ○児童の心の傷を癒すために、養護教諭と連携する。	○傍観者の立場にいても、いじめていることと同様であるということを理解させる。	○学校との連携を密にし、家庭での様子や友達関係についての情報を学校側へ伝える。 ○「２４時間子どもＳＯＳダイヤル（親子ホットライン）」（長崎県教育委員会）、雲仙市「親子ホットライン」等のいじめ問題等の相談窓口も活用する。